

## 義和団運動後の福建と日本

菅野正

一 一九〇三年春、閩浙總督許應騷は總督の地位を解任され、楊文鼎按察使らの高官が処分された。<sup>(1)</sup> その原因は何であつたのか。その背景は何であつたのか。そこには、義和団運動の影響が、直接的に、間接的であつたと思う。小論の目的は義和団運動期、厦門事件以後の福建を考察しようとするものであるが、日本が重要に係っているので、日本との関係をおいて考えてみたい。

### 二

福建省における義和団運動は、一九〇〇年六月末、福州附近が閩江の数十年來の大洪水に見舞われ、米価高騰などによる社会不安の増大<sup>(2)</sup>が、その要因でもあつた。また福州

城内で「山東語ヲ操ル者、排外的演説<sup>(3)</sup>」をしたとか、「山東人陸続入來して大道演説<sup>(4)</sup>」をしたとか、山東省からの働きかけを窺わせる。さらに町の要所要所に、義和団の名で「外人殺すべし、許應騷總督を暗殺すべし」と、洋人とともに總督をも名ざしにした檄文も張り出されたとかで、<sup>(5)</sup> 相対的に「当福建八十八省中、最モ平安ノ土地<sup>(6)</sup>」であつても、相対的な状況であつたようである。それは閩浙總督許應騷が、「東南互保協定」が訂立されてほどなく、福州駐在各国領事と協議の後、七月十四日に「福建互保協定」を締結した<sup>(7)</sup> ことと関係があらう。その基本精神は「東南互保協定」と同じで、「福建地方官が、洋人の傷害を謠言する匪徒を取締り、各国官商および伝教洋人の身命・財産を保護する<sup>(8)</sup>」もので、「東南互保協定」を福建省に、適用するものであつた。<sup>(9)</sup> それへの反撥もあつたらう。

そして、福建の義和団運動で最も注目すべきことは、彼らがその目標に「台湾恢復」を掲げたことであつた。<sup>(9)</sup>六月、廈門から次のような報告がなされている。清国人の学校で某教師が「台湾ハ果シテ吾輩等ノ恢復シ得ルモノナルヤ否ヤ」と問うた所、生徒は「恢復シ得ベシ、コレヨリ四ヶ月ヲ期シテ恢復シ得ベシ」と答えた。 「台湾割讓ハ如何ニ頑冥ニ彼等ノ腦中ニ印セシヤ、本地ニハ尚台湾恢復ナド云ヘル事ヲ夢ミル痴漢モ往々有之、何ニカ動機サヘアレバ必ず恢復ノ二字ヲ唱ヘ居ル事推シテ知ルベシ」と報告されている。<sup>(10)</sup>

七月、やはり廈門で次のような風説があつた。簡大師の殘党が計画をたて、台湾より廈門を経て天津地方に赴き、義和団を招引して漸々南下し、台湾に入つて同島の殘党と相応じて暴起して台湾を恢復すべしと。<sup>(11)</sup>ここにいう簡大師とは、日清戦争後、台湾の割讓に反対し、「台湾民主国」崩解のあとも、台湾で活動した抗日運動の指導者で、のち福建で逮捕され、台湾に引渡されて日本軍によって処刑されたものである。

そして八月には、同じ廈門で、台湾恢復をよびかける檄文が張られた。「助清滅洋」の義和団の一般的主張の他に、

台湾恢復は今この一挙にあることを呼びかけた。<sup>(12)</sup>

この「台湾恢復」の主張は、それがどんなに小さなものであり、局部的なものであつても、日本としては「一笑話」としては無視できない重要なものであつた。現実、台湾割讓役も散発的に続いている台湾抗日運動との連携を考えた場合、その予防策を考えることは重要であつた。

そして、八月二十四日におこつたのが廈門事件で、廈門本願寺布教所が焼失したため、治安維持の名目ですぐさま日本軍艦から陸戦隊が上陸して廈門を軍事占領した事件であつた。

日本は、これより半月前の八月十日に、廈門占領を閣議決定していた。そして八月十五日には北京公使館街が救出され、義和団運動の帰趨が見え出した八月二十日、山県有明首相は福建・浙江省を、通商上、軍事上において日本の勢力範圍とする「南進経営」論の意見書を提出していた。<sup>(13)</sup>八月二十三日は台湾総督府民政長官後藤新平が廈門に渡つていた。そして翌二十四日早朝、布教所から出火した。これは謀略性の濃い事件とされ、実は日本人による放火であるという。

この廈門占領は、英国・米國・獨国の疑惑を呼んだ。英

國もこれに対抗するため軍艦より水兵隊を上陸させた。英國を始めとする列國の抗議の前で、日本は台湾からの大兵の派遣を断念し、陸戦隊も撤退させた。廈門の軍事占領は失敗した。日本は、華北での軍事行動を背景に、台湾恢復を唱える勢力に打撃を与え、軍事占領の既成事実をつくり、来る講和會議の席上で、華南での勢力範圍の拡大を有利に展開せしめようとしたのであろう。<sup>13)6)</sup>

この廈門軍事占領の企図は、列國からは疑惑の目でみられ、福建人には、日本に対する相当な悪感情を残した。以後の日本の対中國政策、南進策は、列國に対しては細心の注意を払いながら、福建人に対しては感情の融和を計ることから出発しなければならなかった。<sup>14)</sup> 閩江洪水による被害に対し、台湾總督府が、三井洋行(物産)、台湾銀行、大阪商船等の名義で、さらに巨額の四萬元の義捐金を出さしめ、援助し続けたのもそのためであつたらう。<sup>15)</sup>

そしてこの秋、室田義文弁理公使を福州・廈門に特派した。廈門事件の調査が目的であつたが、同時に南清政策を確定するにあつた。「閩浙總督許應駘等ヲ籠落シ、ソノ欲心ヲ攬シ、彼等ヲシテ諸事日本ニ倚頼セシムル様」<sup>16)</sup>訓令を与え、室田も「南清貿易ヲ開拓セント欲セバ必ず先ツ其

立脚地ヲ此所ニ求メザルベカラズ 或ハ台湾統治ノ上ニ於テモ廈門地方ノ治乱盛衰ハ実ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ見ル……之ヲ我版圖ニ歸セシメントセバ先ツ其資力ヲ投シ 商業及交通ノ上ニ其勢力ヲ樹立シ 而シテ後徐ロニ計畫スルニアリ 若シ否ラスシテ今日直チニ威嚇的挙動ニ出テ 同地方ヲ占領スルカ如キハ……決シテ策ノ得タルモノニアラズ……同地方ニ対スル日本ノ威信ヲ扶植スルハ実ニ今日ノ急務ナリ」と考え、室田全權は許應駘總督との間に十一月四日、「一種の盟約」を締結した。<sup>17)</sup> 匪徒が擾亂し、危急の事態が発生すれば、日本は派兵して日本商民を保護するという項目を含め、「福建互保協定」を日中間で、再確認したものであつた。これによって「此地方一帯ニ於ケル永遠ノ平和ヲ図ルト共ニ、漸ヲ追フテ之ヲ我威力ノ下ニ服従セシムル」<sup>18)</sup>ものとした。ここに廈門事件以後の福建政策の基本方針ができたが、あつた。

### 三

義和團運動が進展してきた六月、陸軍大臣桂太郎は、福島安正少將に訓令して、「子は列國に保険料を支払はんが為に赴くなり、宜く往て戦死すべし。子が小枝隊を率ゐて

敗滅するとも、将来日本に対して偉大の功たるを失はざるべし。兎に角子は保険料として、列国連合の間に派遣を命ぜらるゝなりとて出発せしめたり。<sup>20</sup> 福島は、臨時派遣軍司令官となり、北京公使館救出作戦に当ったが、公使館救出後も北京に滞った。それはその語学力を生かして、外交官的な任務をにない、情報将校の第一人者として列国の情勢把握につとめた。<sup>21</sup>

そして各国の利害が錯綜して難航していた辛丑条約締結の見通しがほぼ見え出した一九〇一年六月帰国した。帰国した福島安正は参謀本部第二部長（情報・地理担当）として、直ちに八月には華南地方の視察に派遣された。

福島は一八九九年にも渡清し、南京、武昌、杭州、上海を訪れ、劉坤一、張之洞等と会見しているが、今回の渡清は、義和団運動の直後のことであり、上海の外字新聞は、「其用向単ニ避暑旁南清漫遊ノ為メ渡航」といっているが「上海へ陸兵ヲ駐セシムル為」と報道する等、いろいろ憶測も流れ、その挙動は各国からも注目された。<sup>22</sup>

今回は「上海、漢口、杭州、福州、広東、香港の地方を巡視した」<sup>24</sup>。そして「長江沿岸視察を主とし、劉坤一、張之洞に会見し、北清事変に於ける我軍隊の効果を実際に収

むる為めに協議する処あり。南清の民情益々我に向う」と記録されている。記録の後半の部分の記述については、具体的には、同年十一月、仙台を中心に挙行された陸軍大演習に、多数の中国文武官が参観のため来日することになって現れた。「前年清国事変に於ける日本軍威武発揚の影響を受け、演習陪観の清国文武官九十名の多きに及べり」と。

その人選は、各省総督・巡撫によるもので、湖広總督張之洞（十四名）、兩江總督劉坤一（二十四）、閩浙總督許應騫（十九）、安徽（十）、湖南（七）、江蘇（七）、江西（五）、江西（五）の各巡撫派遣と自費参加者三名の合計である。殆んどが、華中、華南から派遣されたものであり、即ち福島本部長が視察、協議した地方と関係する。

そして福建省から許総督によって派遣されたのが、福勝營統領二品頂戴候補道の孫道仁以下十九名であった。<sup>25</sup> そしてこの孫道仁と、福建に武備学堂を設立する詰めをしたと思われる。在福州豊島領事は「閩浙總督ハ今回拙官等ノ勸誘ニ依リ……孫道仁以下ノ士官、……陸軍大演習参観ノ為不日本邦ニ向ケ出発、……同人ハ当地ニ武備学堂ヲ創立シ本邦士官招聘ノ素望ヲ抱キ、……可然御便宜ヲ被与様……猶同統領ハ許總督唯一ノ信任武官ニシテ目下福建省ニ洋式

勇二千人ノ訓練致候<sup>26</sup>」と書き送っているが、武備学堂創立と日本人士官招聘の件は、福島が八月福州に行った際、福島、許総督、孫道仁の間で既に話し合われていたことではないかと思う。

孫道仁は、陸路提督の祖父、父をもち、とりわけ父孫開華は、清仏戦争の際に台湾に仏軍を破って名将を唱われ、道仁も幼にして武芸を習い、早くから行伍の間に名があり、日清戦争の際には、山海関作戦に参加し、一八九七年に福建に来ていたのである。<sup>27</sup>そして孫道仁が後に福建軍界において所謂出世をする端緒を開かれたのは、この時の許総督の推挙によるものであろう。<sup>28</sup>

陸軍大演習の参観者は、ひとり福建省からだけではなかったが、日本はとくに、福建省を重要視したようである。招聘した参観者数も劉坤一、張之洞とほぼ同数で、孫道仁には日本政府は儀礼的にせよ、勲二等を叙勲した。

小村外相も児玉陸相に対し「大演習ニ……孫道仁一行到着ノ上ハ諸事便宜ヲ与へ、可成来視ノ目的ヲ貫徹セシムル様」依頼していた。<sup>29</sup>「来視の目的」は言うまでもなく、武備学堂の設立と日本士官の派遣である。日本政府はあげてそれに協力した。

次のようなこともあった。孫が在日の間に、陸軍用背囊二千個と兵士制服多数を誂え、そのうち背囊六十個を帰国の際に携帯して持ち帰ったところ、上海税関で、これは、辛丑条約第五条の「武器・弾薬およびその材料の輸入を二ヶ年禁止する」の規定に違背するのではないかという問題がおこった。孫は二千個の背囊等については、背囊を一端台湾に廻航し、福州より官用船を出して引取ろうとした。ところが、孫がこういった「変則ノ取扱」を考えたについては、実は孫が在日の時、当時の桂太郎総理および福島安正將軍等が、孫に対し「右背囊等ハ必ず特別ノ取計ヲ以テ清国へ輸入デキル様、可取計旨直接孫統領ニ御申聞相成リタル由ニテ、孫ハ深ク之ヲ信ジ必ず輸入出来可得コトト自信シ」したのだという。結局この一件は、日本政府と台湾總督府との間の連絡の不徹底もあり、また輸入禁止期間中は避ける法が得策という他国への配慮もあり、六十個の背囊も上海駐留日本兵士用に引取って一件は落着いたが、<sup>30</sup>日本政府は条約に抵触することを承知の上で、その持込みを約束するなど、これは日本があげて、孫道仁を支援し、協力し、便宜を与えようとした一つの例証であらう。

陸軍専門学校創設の試みは、他の新式学堂の設立とともに

に、一九世紀末から推進されてきたが、二十世紀に入って所謂「新政」の一貫として積極的に進められた。日本は武備学堂の創設を支援し、兵制改革に日本人士官を派遣した。<sup>(31)</sup> これもひとり福建省だけではなかった。しかし、福建省には、相当力を入れたようである。福建武備学堂の創設は、福島安正が渡清した一九〇一年夏に、その構想を話し合っただが、来日した孫道仁を通じて具体的に詰めていったのである。

日本は、福建武備学堂の総教習に歩兵大尉橋本齊次郎、副総教習に砲兵大尉吉村利光の両士官以下、准士官二名、文学教官一名、東文学堂から教官二名が補助員として派遣した。橋本は当時参謀本部付であり、本部長の福島安正の推薦だったと思われ、孫道仁が帰国の際に同行したよう<sup>(32)</sup>で、現官のまま福州に着任した。吉村は、福岡の同郷の先輩、橋本の推薦と思われ、遅れて学堂開設の頃着任した模様である。<sup>(33)</sup>

福建省以外からも官紳子弟が一律に受験でき、入学試験を実施したところ、六十名収容に対して千有余名の志願者があったという。<sup>(34)</sup> 開設時期は、当初一九〇二年四月が予定されていたようだが、事情で遅れ、六月二十日には、旧福

州巡撫衙門跡地に開校した。<sup>(35)</sup> 許応驥総督が創弁者、孫道仁と楊文鼎按察使の両名が総弁者となり、前記日本人教習と中国人教官数名で出発した。

日本人教習は専ら日本語で講義する通訳制で教授した。一般の緑営では、ドイツ人下士官指導の下、モーゼル式単発銃、旧式クルップ砲、マキシム砲を使用しているのに対し、同学堂では、のちには明治三十一年式六連発村田銃を使用したという。<sup>(37)</sup>

同学堂の課程は、正科及び速成科の二つに分れ、正科は修業年数三年で、普通軍事学を教授し、卒業後は士官に採用され、速成科は修業年数一年で、簡略の軍事学を教授し、卒業後は準士官に採用されるもので、初年度は正科、速成科各科六十名が定数であった。<sup>(38)</sup>

教育課程は軍事の学と術に二分されるが、学堂の規則は嚴重を極め、放課後もその復習をすすめ、みだりに書報を涉猟するを許さず、邪思を抱くを防ぎ、故なく堂外に出て外部と交接するを許さず、さらに、冬・夏二回の試験を行い、成績如何によっては留年に決め、学堂規則違反者に対してはその輕重によって処罰し、少しも寛貸せず、とある。<sup>(39)</sup> 義和団運動後のこの頃は、各地で革命宣伝の出版物が流

布され、革命思想が漸く広がってくる時期で、新式の学堂の学生や或いは在日留学生が革命へ傾斜していく中で、当局者が、かかる風潮への対応に苦慮したことを窺わせる。

武備学堂の副総教習となった吉村利光大尉は、翌一九〇三年九月疑似コレラで急逝した<sup>(4)</sup>。その後を砲兵中尉藤川信彦がついだ。ところがその翌年八月には、橋本齊次郎少佐が黒死病で死去した。橋本は許応驍総督その他から非常に信頼され、一意清国陸軍のため軍事教育、将校養成に尽力し、在任中に少佐に昇任した。教務の余暇には、福建事情の調査・研究をして、情報を収集した。ところが、その在任中に日露戦争が勃発した。橋本は満州の戦場に勇奮戦務に当らんとしばしば上申したが許されなかった。日本陸軍では、福建方面の事情に通じたしつかりした人物を配慮しておく必要を感じ、台湾対岸の福建に、その陸軍指導の爲めの我が将校の在任する事も亦大局の上から極めて必要であったので、敢てその希望をいれなかったのである<sup>(4)</sup>、というのである。

台湾では抗日運動が散発的に起っており、一九〇一年、簡大師を処刑した。翌年、漳州では、住民が、その簡大師のために寺院の建立を要求したとか、台湾恢復への心情が

かなりあることを示している。さらに、景廷賓は「掃清滅洋」のスローガンを掲げ、新たな運動の芽がないとは言えなかった。

日本指導型で士官養成機関をつくり、親日的な軍隊を育成し、台湾における民族運動と連携する勢力を索制し、「福建における永遠の平和を図る」ことであった。

#### 四

児玉源太郎台湾総督は、廈門事件以後の形勢を論じて次の如く述べた。「北清事変ハ南清経営ニ非常ノ障害ヲ与へ、就中厦門ノ出来事ハ彼地紳士等ヲシテ疑惑ヲ起サシメタルコト甚ダナリ。然レドモ紳士等ハ清国政府及ヒ清国官吏ノ到底依頼スベカラザルヲ看破シ、異種異文ノ政府ニ属センヨリハ、同種同文ノ治下ニ立タンコトヲ望メルハ異口同音ナルガ如シ。故ニ今後諸般ノ事業ヲ計画センニハ、務メテ国际上ノ繁雜ヲ避ケ、地方紳士ト提携スルノ方針ヲ取ルコト必要ナリ<sup>(4)</sup>」。

廈門の軍事的占領の失敗、それによっておこった現地人及び外国人の悪感情へ配慮せねばならず、強引な軍事的進出の如きは十分注意せねばならず、この際に、経済的経営

に立ち戻ること、その事業の推進には福建社会の実力者と連携する方針を取ることが得策であると認められた。これが廈門事件以後の日本の基本政策となった。

児玉は、福建省を中心とした華南において、いくつかの事業を計画した。こういった経済活動は、台湾総督府の「対岸経営」の一貫として実施された。その経営の一つとして計画されたのが福建の樟脳開発であった。そしてこれから事業の実行機関として設立されたのが、「三五公司」であった。

「三五公司」の資本金は、台湾総督府と中国側が半額ずつ出資して、表面上は日中合弁会社であったが、実際は、台湾総督府が「対岸経営」方策を実施するための国策会社の色彩の強い機関であった。これが若し順調に発達すれば、満州における満鉄の如き植民地会社となり得る性質のものであったという。<sup>44</sup>

そして福建の樟脳開発は、「今宇内、此事業ニ経験ト知識ヲ有スルモノハ独リ台湾アルノミ」と、台湾での開発の実績をもつ台湾総督府の囑託愛久沢直哉によって推進された。当時、樟樹を蒸留して得られる結晶は、無煙火薬、セルロイドの製造原料、防臭剤、医薬品として需要が高まっ

ていた。

しかし、開発の動機は別な側面もあった。開発の計画は既に早くからあったようだが、かつて「台湾民主国」で指導的役割を果たしたところのある林朝棟<sup>46</sup>が、江蘇・江西省で製脳事業を試みていずれも失敗したあと、福建省布政使周蓮の斡旋によって、福建省内において樟脳の製造・販売の特許を得たとの情報を、日本が得たのは一九〇一年四月であった。<sup>47</sup>しかし、一人の中国人が開発の特許を得ることは、

他の中国人、他の外国人にもその道を開くことになり、そのことは、「台湾ニ於ケル我樟脳事業ノ将来ニモ大ナル影響ヲ及ボス」と考え、まず樟脳開発の技術的な可能性、将来性について調査させた後、「有望ノ事業」なる報告をまとめて、<sup>48</sup>いよいよ開発事業に乗り出すこととなった。在廈門上野専一領事の指示のもとに、前記愛久沢が衝に当たった。

「外国人等ガ未タ之ニ着手セサルニ先タチ、速ニ之ニ関スル特権ヲ我方ニ取得致度、之レ……該地方ニ我利益ヲ拡張シ、我勢力ヲ扶植スルカ為メニ有益<sup>49</sup>」と考えた。

後藤長官は児玉総督に対し、日本の専売事業とすることによって日本の潜勢力を扶植すること、上諭を発せしめて閩浙総督の事業とすること、日本が年々若干の金額を納入

して福建の財政困難を補うことを臨時機密金の支出を認め、朝廷・閩浙總督以下の官吏に対し臨時撫官の方法を以て允諾せしめる策を定めること、この事業に経験と知識をもつのは日本人において他にないため、外国公使に商議する必要のないこと、この交渉は敏速に行うこと、許總督以下の高官に権宜の策として秘密団結の方法を講ずること等を進言し、「許總督以下ノ總テノ官吏カ唯利是事トシ一方ニハ國庫ノ空乏ヲ填補スルニ苦シミ、一方ニハ自己ノ利ヲ貪ルニ熱中スル秋」であるから「運動」如何でその実現の可能性あることを示唆した。<sup>(51)</sup> 小村外相も上野領事に対し、この件に関しては「嚴ニ秘密ヲ守リ而シテ敏活ニ我希望ヲ達スル様御尽力相成度」とし、「相当ノ運動費モ御請求ニ依リ支出可致候<sup>(52)</sup>」と指示していた。

上野領事は同年秋一時帰国して日本政府と協議し、小村外相もさらに台湾總督府と協議した結果、(一)閩浙總督に官業として製腦事業を興さしむること (二)製腦事業を日本人に請負はしむること (三)製腦業はある一定期間、この請負人以外と契約をなさしめざること (四)製造人は製造高に応じて相当の税金を閩浙總督に納付すること (五)請負人は名代人で、実際の資金支出及業務は、台湾總督府専売局の事

業とすることを基本方針として、具体的な事業内容と交渉方法を指示し、愛久沢を福州へ出張せしめて交渉に当らせた。<sup>(53)</sup> これより先、児玉總督も後藤長官に「福建總督已下ノ官吏ヲ買収シ本件ヲ認諾セシムルコト……此運動費ヲ拾五万円トシ陸軍省外務省機密費中ヨリ支出ス」と指示していた。<sup>(53)</sup>

しかし、この間に早くも、他国が異議をさしはさむ恐れがあるとの布政使周蓮の情報を上野は報告している。<sup>(54)</sup>

愛久沢は指示に従い十二月福州に向き、許總督の女婿である洋務局提調彭思桂を、在福州豊島領事とともに訪問した。そして外務省の訓令にもある贈金については、領事などの政府関係者名を避け、「商人よりの献金」を装うを得策とし、十三日の日記に「彭氏ヲ訪フ、其用向ハ一、贈賄ヲナスコト(五千弗)、一、進物ヲナスコト(金時計二個)、一、契約覚書ヲ呈スルコト」と記している。<sup>(55)</sup>

しかし翌一九〇二年になって、在福州英国領事プレイフエアが、樟腦は各国いずれの人民にも輸出を禁ぜられているものでないのに、日本人に専売権を与えるのは不都合とのべ、在北京英国公使にもその旨を建言したので、清国外務部も承諾を与えることを躊躇したという。<sup>(56)</sup> 北京の内田公

使も、各国から出るであろう「反対論をもっとも危惧していらた。<sup>(57)</sup>

許総督も、初め日本人に請負はしむことを躊躇したとい<sup>(58)</sup>う。北京政府もその認可に難色を示した。そこで、日本は愛久沢を北京に送って種々説明を行わしめ、日本公使も加<sup>(59)</sup>って総理衙門と交渉を一ヶ月重ね、四月には再び福州で交渉を重ねさせた。北京でも日本公使と外務部とで直接協議した。ついに外務部より契約案に承認が与えられ、許総督は厦門道台延年を官脳局督弁に任命することに決め、六月二日、延年、上野領事、愛久沢立会いで、事実上日本に専<sup>(60)</sup>売権を与える契約書に調印した。

八月愛久沢は部員を率い、厦門を中心にして樟脳開発事業を始めんとした。ところが忽ち、列国から猛烈な反対運動・妨害が始った。北京政府より許総督に種々難題が持ち<sup>(61)</sup>込まれたとか、九月になって着手できない状況で、愛久沢も開業の地を厦門から福州へ移すことも考えた。仏国人は小刀の細工で妨害をし、英国商天祥洋行は製脳事業への参入をはかった。<sup>(62)</sup>在厦門英国領事は、福建省内に於ける樟脳自由売買を清国官憲が干渉するのは条約違反と認むる旨の<sup>(63)</sup>英国外務卿の広告をなし、その旨許総督にも申入れ、英国

領事は「窃カニ英商ヤ籍民ヲ使喚シテホシイマ、ニ清国内地デ製脳ニ従事セシメ、……窃カニ後援トナリ、威勢ヲ示シテ其不法行為ヲ貫カントセリ」とある。<sup>(63)</sup>

福州地方官が、英国商永昌洋行に対し、樟脳売買を許可した風説もあつたので、豊島福州領事が確めたところ、許総督は、英国商に自由売買を許可した事実はないこと、日本の樟脳専売事業は条約違反に非ずと確信すること、その旨を英国の照会に対しても伝えたこと、樟脳は火薬製造の原料となるので、清国人民にその自由製造及び売買を禁止するのは中国の主権に属することをのべ、日本の立場に理解を示す態度を示したとい<sup>(64)</sup>う。

こうして樟脳開発事業は、日本と列国、さらに清国との間に複雑な紛争をもたらした。

その間の事情は、『後藤新平伝』によれば、「然ルニ福建省駐在ノ各国領事、就中英国領事ハ、我カ此挙ヲ目シテ、日人独リ貿易上ノ利益ヲ壟断スルモノト為シ、北京駐劄各<sup>(65)</sup>国公使ト気脈ヲ通ジ、通商条約ノ条規ヲ曲解シテ、清国官憲ニ抗議スル所アリシニ依リ、我レハ法理ノ存スル所ヲ示教シ、清国官憲ヲシテ這般抗議ニ答弁セシメ、一面専売制ノ<sup>(66)</sup>実行ヲ彼等抗議ニ頓着ナク進行セシメタリ。此ノ如ク当初

ニ在リテハ、清国官憲ハ官脳契約ノ条項ヲ遵守シ、他ノ抗議ヲ排除シテ我レヲ庇護シ来リシモ、各国公使領事ノ抗議ハ頗ル頑強ニシテ、其法理上ノ爭議ニ勝ヲ制スルノ理アルモ、自ラ之ヲ実践シ得ルノ力足ラザルコトヲ覺ルヤ、種々ノ陰險ナル手段ヲ運シ、無頼清人ヲ使喚シテ専売条規ニ反シ密製ニ従事セシメ、之レニ不法ノ庇護ヲ与ヘテ清国官憲ニ對抗セシメタリシヨリ、腦務ノ拡張ニ伴ヒ紛争弥加ハリ、各国領事ハ之レヲ口実トシテ抗議ニ次グ抗議ヲ以テシ、清国官憲ヲシテ其煩累ニ堪ヘザラシメントセリ」という状況であつた。

## 五

こうして英国を始め各国の抗議の中で、許総督等を収賄の面から弾劾する動きが出てきた。恐らく英国領事側からか、或いは許総督反対派からであろうと思われるが、「親日主義」の立場をとる許総督以下を告発した訳である。御史江春霖らの弾劾により、清廷は湖広総督張之洞、広東巡撫李興銳に密旨を下して調査を命じ、兩人は総督・將軍すらも一切面会を拒絶して、一月下旬から調査員を各所に密派して探搜に従事せしめた。

弾劾されたのは許総督、楊文鼎按察使、彭恩桂洋務局提調、孫道仁道台らで、許は、賄賂濫収、近親者に私し、人怨を買ひ、失政多き事、楊、彭、孫は他人を退け、屢々許総督の密議に参与するのみならず、楊は塩稅官金を私かに商家に貸与し、孫は兵数を定額より減少してその糧食を私し、彭は許総督収賄の機関となり、総督の女嬭なるにも拘はず、洋務局、銀元局その他樞要の職務を有する等の理由があげられている、と報告されている。

彭恩桂は一月下旬、豊島領事を訪ね、弾劾の不条理なる旨を痛論し、本件の起源は、義和団運動当時、許総督が、楊按察使、彭提調らと謀り、各国領事と「福建互保協定」を訂立したことにより、「頑固派」の攻撃を招いた結果だとし、その救済の方策を求めた。豊島領事は、孫道仁と楊文鼎は共に福建武備学堂の総弁で、頗る「日本主義」の人物で、今回革職等の処分があれば、武備学堂の基礎を危くし、日本の勢力に関係を及ぼすので、この際彼らを救済するを得ば、許総督等は日本を徳として、今後日本に利益ある結果を生ず、と建言している。これら「日本主義」高官の地位に變動を生ずる時は「折角草創ニ係ル武備学堂、樟脳専売其ノ他ノ事業ニ影響スル事少カラズ」と掛念され

た。

日本は、それぞれの部署で手を尽くして、出来るだけその地位に変動しないよう運動した。孫道仁の進退は、武備学堂の日本人教習の地位とも関係するので、「本邦ノ勢力ニ影響スル所アルヲ以テ袖手傍觀スベカラザルモノ」とし、小田切上海総領事が張之洞に働きかけた。三月二十四日の処分の上諭では、孫は「熱中營求リヲ好メリ、惟平日尚練兵ヲ知り新法ヲ講求セリ」とし、通判に降格されたものの、なお武備学堂總弁の地位を保ったのは、小田切總領事の「運動多少ノ功ヲ奏シタルモノニ相違無之」とされている。<sup>(70)</sup>

許総督は先の上諭で交部議処が決ったが、日本は北京でも、内田公使を通じて清廷に働きかけた。しかし、余り立ち入って干与提議すれば却って清廷の疑惑を惹起するし、内政干渉にもなることに注意しながらも、許総督が免官になれば、その部下も多少の交迭はあるべく、そうなれば福建地方における我が事業、殊に樟腦専売事業に対して著しく不利な影響は避けられず、許総督を救済すること困難になった現状では、樟腦専売と密接な関係を有する廈門海關道延年だけは是非とも現地位より動かさざるよう、そして許総督の留任不可能であれば、せめて日本に対して利益あ

る後任者を任命せられるよう、その新総督に延年だけは現地位より是非とも動かさざるよう尽力するよう、小村外相は内田公使に訓令していた。<sup>(71)</sup>

結局、許総督は、小村外相が許総督は現地位より動かせないだろうという慶親王から得た内田公使の報告を、豊島領事に伝えた四月四日、その閩浙総督の地位を解任された。

許総督の後任に誰が任命されるかは日本にとって重大な関心事であった。熱河都統錫良が任命されたが、着任しないまますぐ四川総督に調任され、あとに、今回の弾劾事件の調査委員の一人であった広東巡撫李興銳が任命された。

まず錫良の発令は日本にとって「注意ノ必要アリ」とされた。錫は義和団運動の際、河南巡撫で、義和団に大いに同情を示し、宣教師殺害事件を将来するに至り、また剛毅と特別に親密な間柄で、ともかく強い排外思想の持主であった。<sup>(72)</sup>「錫は有力な排日主義の一人なり。之をして福建に督せしむ、私の施設に少なからざる妨害を及ぼすは日を見るより明かなり」と。錫が四川総督に調任されたのは「我國の為に慶すべき所なり。……之に代るに李興銳を以てせしは、頗る其人を得たる者の如し。……若し之を操縦するに

其道を以てせば、我福建経営の上に利する所少なからざるべき歟」とされた。<sup>(76)</sup>

処分された許総督、楊文鼎按察使や彭思桂洋務局提調は相ついで福州を去った。許が離任する時、「この行を送る者、官界の人百余名、道路觀る者多くは嬉嬉然として怡色あり。珍怪の至りに候」<sup>(76)</sup>とある。

豊島領事は、今回、人身攻撃的弾劾によつて確然たる罪名なくして処分され、右三名はいずれも比較的事務に通じた有為の地方官で、各国領事も其の過去を惜しみ同情を表しおり、無事留任した地方官は一人として有為の者なく、周蓮布政使の如きは一個の好人物にすぎず、新任の李興銳総督も、年七十八歳で大酒飲みの痴愚の如き老病あり、今後、福建には総督始め洋務局員とも更に適當の人物無之、福建地方には頗る面白からざる現象を顕すだろうと予測している。<sup>(77)</sup>

福建官脳局督弁延年についても、転任になれば「我方ニ於テ非常ノ不利益ヲ蒙ルベキニ付」<sup>(78)</sup>「同人ノ地位ヲ保持スル様」<sup>(79)</sup>日本政府、北京公使、福州領事とそれぞれにその後も繰り返し働きかけたが、結局、同年末には延もその地位から離れたようである。<sup>(80)</sup>

## 六

日本は、義和団運動期のこの時期に、福建省を中心とした大鉄道網建設を、廈門の大富豪林維源の資金援助を期待して計画した。<sup>(81)</sup>さらに陳宝琛と連絡しつつ、廈門東亜書院や福州東文学堂、泉州彰化学堂を經營した。<sup>(82)</sup>そして、日本は、華南地方に日本仏教の布教にもつとめた。これは同地方で摩擦をおこした。<sup>(83)</sup>

日本のこうした福建省への政治的、経済的、軍事的、文化的進出は、中国人には、小学校教科書に「甲午、中日和を失し、我国戦敗して台湾を割きて日本に与う、これより後、日人台湾を經營し、且つ福建を吞噬するの志あり」とあるように、福建を併合せんとするとうけとられ、一九〇五年秋、日露戦争終結後、満州還付の日清協定締結の頃、日本が満州を中国に返還する代償に、福建省割譲を要求したという所謂「割閩換遼」の風説が流れた時、福州でも学生・紳士らが集会を開いてこれに反対し、日貨排斥運動をおこしかけた。これは風説でしかなかったが、その運動をまず呼びかけたのは、武備学堂の学生であった。<sup>(85)</sup>そしてその武備学堂は、翌年改組されて福建陸軍小学堂となり、日

本人教習も漸次、契約任期の満了とともに解雇された。

一方、樟腦専売事業は、福建高官処分のあとも英国などから反対工作が続いていたが、「割闖換遼」の風説のあった同年十月、福建省当局の希望をいれ、賠償金をとつてこの紛争の原因であつた専売契約を撤廃した。<sup>(87)</sup>

義和団運動後、日本が福建省で興した「二大事業」は、ここに至つて、二つとも日本と「特殊關係」を有する事業たるの性格を失つた。

## 七

一八九八年、日本は、清朝に福建不割讓宣言を発表させた。そしてこの義和団運動期に、日本は福建省を實質的に日本の勢力範圍にせんと企図した。しかしこの地域への日本の進出には、列国、とりわけ英国は警戒した。

義和団運動期、北京公使館救出作戦において、その後の講和會議において、日本は、英国に対して基本的に依存路線・協調路線をとつてきた。そして一九〇二年に両国は、日英同盟を結び、友好關係になった。そして日本は「アジアの番犬」になった。しかし、南京条約締結より以後「五十年來英國が巨費ヲ投ジ百難ヲ排シテ以テ今日ノ盛域ヲ致

シタ」<sup>(88)</sup>廈門・福州方面への日本の進出には異議を唱えた。八ヶ国連合軍では同一歩調をとり、國家的レベルでは同盟關係にあつた両国は、華南における施策については利害はきびしく対立した。結局、義和団運動期の日本の企図した進出策は、列国、とりわけ英国との利害の対立もあり、思惑通り行くには困難があつた。

### 〔註〕

- (1) 『光緒東華錄』光緒二十九年二月辛亥、三月壬戌
- (2) 『日本外交文書』第三十三卷、別冊一、北清事変、上、第二四五号文書、福州豊島領事より青木外相宛、七月十日（以下この場合『日本外交文書』三十三上、と略記する）
- (3) 同前書、第二五四号文書、福州豊島領事より青木外相宛、七月二十四日
- (4) (5) 『東亜同文會報告』第十回
- (6) 『日本外交文書』三十三上、第二五三号文書、楊文鼎洋務局長の言
- (7) 『日本外交文書』三十三上、第五二八号文書附屬書一、『拳匪記事』卷三（大部異同がある）
- (8) 宋顕穎「義和団運動時期的『福建互保協定』」『山東師院學報』一九八〇年第六期
- (9) 王魁喜「一九〇〇年福建『義和會』収復台湾斗争」『中日閱保史論集』第二輯、一九八四年四月
- (10) 『日本外交文書』三十三上、第二四〇号文書、廈門上野領

事より青木外相宛、六月三十日

- (11) 同前書、第二五六号文書、上野領事より青木外相宛、七月二十四日

- (12) a 黄昭堂「台湾民主国の研究—台湾独立運動史の一断章」(一九七〇) 参照

- (12) b 「日本外交文書」三十三—上、第九八七号文書、附属書一 厦門特派室田公使より加藤外相宛、十二月十日

- (13) a 山県侯意見書、北清事変善後策、「日本外交文書」三十三—下、第二三七〇号文書

- (13) b 中塚明「義和団鎮圧戦争と日本帝国主義」『日本史研究』第七五号、一九六四年等

- (14) 「日本外交文書」三十三—上、第九六一号文書、豊島領事より青木外相宛、九月十三日

- (15) 「対支回顧録」下巻、児玉源太郎伯項、七八四—五、七八七頁

- (16) 「日本外交文書」三十三—上、第九六二号文書、青木外相より特派室田公使宛、九月十三日

- (17) (19) 同前書、第九八七号文書、室田特派公使より加藤外相宛、十二月十日

- (18) 同前文書、附属書三、致水師提督楊軍門函稿

- (20) 「桂太郎自伝」巻三「明治史料」第七号
- (21) 大江志乃夫「日本の参謀本部」一九八五年、八四頁

- (22) 「対支回顧録」下巻、二七一—七七頁
- (23) 旧陸海軍関係文書「福島少将上海行の用向を推測したる外字新聞記事に関する件」(国会図書館憲政資料室) 曾弥外相より

児玉陸相、明治三十四年九月十六日

- (24) 「対支回顧録」下巻、二七九頁

- (25) 「明治軍事史」下巻、一一六二頁—一一六八頁、旧陸海軍関係文書「軍事関係明治天皇御伝記資料(明治三十四年)」(国会図書館憲政資料室)

- (26) 外務省保管文書「帝國陸軍大演習関係雜纂」豊島領事より曾弥外相宛、九月十二日

- (27) 潘守正「鄭祖蔭与孫道仁」(『福建文史資料』第六輯) 一九八一年八月

- (28) 孫道仁が後、辛亥革命の際に、推されて福建都督となった時、年若い日本士官学校出身の許崇智を抜擢したのは、その祖父許心駟の恩に報ゆるためだったという。(『宗方小太郎文書』続、一九二頁)

- (29) 防衛庁保管文書「老日日記」小村外相より児玉陸相宛、十月十一日

- (30) 「日本外交文書」三十三—下、第二〇一七、一八、一九号文書

- (31) 浙江武備学堂に斉藤季治郎少佐らを送る以外、南京練将学堂、安徽武備学堂、将弁学堂、南洋公学堂に士官を派遣していた。(外務省保管文書「清国兵制改革一件」)

- (32) 「東亜先覚志士記伝」下巻、七六頁、橋本齊次郎項「閩海関十年報」(『福建文史資料』第十輯) に孫道仁が帰国の際「二名の日本軍官を帶來」とあり、「東亜同文会報告」第二七回に、一九〇二年一月で、「橋本の入閩を見るに至る」とある。

- (33) (40) 「対支回顧録」下巻、九四一頁(吉村利光君項)

- (34) 『中国近代学制史料』第一輯、上冊、五四九頁
- (35) 『東亜同文会報告』第三二回
- (36) 『閩侯県志』卷三四、新学校、開設時期は四月(『福建事情実査報告』五三〇頁)五月(『中国近代学制史料』五四九頁)六月二十日(『東亜同文会報告』第三三回)とある。巡撫衙門の改築に時間がかかったらしい(『申報』五月十八日)
- (37) 『福建事情実査報告』四七六頁
- (38) 『中国近代学制史料』五四九頁、『東亜同文会報告』第三三回
- (39) 『清朝統文獻通考』卷一百九、学校十六
- (41) 『東亜先覚志士記伝』七六頁、『対支回顧録』下、八二四頁
- (42) 防衛庁保管文書「清国事件書類編冊」上海駐屯歩兵大隊長今井直治より寺内陸相宛、六月十四日
- (43)(44) 『後藤新平伝』台湾統治編下、一七二—一七五頁
- (45) 後藤新平文書(マイクロフィルム版)「厦門関係書類」後藤民政長官より児玉総督宛、九月十四日(以下この場合、後藤文書、厦門と略記する)
- (46) 許世楷「日本統治下の台湾」(一九七二年五月)、第一部第一章「日本領有に対する阻止運動」参照
- (47) 外務省保管文書「福建省ニ於ケル樟脳事業関係雑纂」厦門上野領事より後藤新平民政長官、五月二日(以下この場合、外務省文書・樟脳、と略記する)
- (48)(50)(52) 後藤新平文書「対岸脳務関係」小村外相より上野領事宛、十月二十四日(以下この場合、後藤文書・対岸脳務と略記する)
- (49) 外務省文書・樟脳、小川技師より後藤長官宛、九月二日
- (51) 後藤文書・厦門、後藤長官より児玉総督、九月十四日
- (53) a 外務省文書・樟脳、小村外相より上野領事宛、十月二十七日
- (53) b 後藤文書・厦門、児玉総督より後藤長官宛、十月二日
- (54) 外務省文書・樟脳、上野領事より小村外相宛、十二月十四日
- (55) 後藤新平文書「愛久沢直哉対岸訪問日誌」に男女用腕時計二個・二百二十弗を贈ると「彼喜ソデ之ヲ受領」したものの、五千弗については大いに驚いて再三、辞退したが、特許を得るため費した経費を弁償する意味の「運動費」である旨を含めて贈ったと記している。
- (56) 後藤文書・対岸脳務、豊島領事より小村外相宛、一九〇二年二月十一日
- (57) 同前書、内田公使より小村外相宛、二月十九日
- (58) 『東亜同文会報告』第三三回
- (59) 後藤新平文書「台湾総督府対岸経営ノ由来」
- (60) 後藤文書・対岸脳務、上野領事より小村外相宛、二月八日
- (61) 外務省文書・樟脳、上野領事より小村外相宛、六月三日
- (62) 同前書、在福州与倉少佐より大山巖参謀総長宛、九月十二日
- (63) 同前書、豊島領事より小村外相宛、一九〇三年二月七日、引用部分の日付は、不明
- (64) 同前書、豊島領事より小村外相宛、二月二十五日
- (65) 前掲「後藤新平伝」一七七—七八頁

(66) (67) (68) 外務省保管文書「閩浙總督交代ニ際シ帝國政府ニ於テ廈門海關延年転任予防計画一件」豊島領事より小村外相宛、一月二十八日、二月六日(この場合、以下、外務省文書・延年、と略記する)

(69) 同前書、豊島領事より在北京内田公使宛、三月二十八日

(70) 同前書、上海小田切総領事より小村外相宛、三月二十六日

(71) 同前書、内田公使より豊島領事宛、三月三十日

(72) 同前書、小村外相より内田公使宛、四月九日

(73) 同前書、小村外相より豊島領事宛、四月四日

(74) 同前書、小田切総領事より小村外相宛、四月九日

(75) 『宗方小太郎文書』報告第一三三号、明治三十六年四月十二日

(76) 『東亜同文会報告』第四三回

(77) 外務省文書・延年、豊島領事より小村外相宛、五月六日

(78) 同前書、福州中村領事來電、十一月十二日

(79) 同前書、小村外相より内田公使宛、十一月十四日

(80) 同前書、中村領事より小村外相宛、十二月五日

(81) 岩壁義光「日清戦後の南海経営に關する一考察」南清鉄道敷設要求を中心に(『法政大学大学院紀要』一、一九七八)

(82) 中村孝志「東亜書院と東文学堂」台湾總督府華南教育施設の濫觴(『天理大学学報』第一二四輯、一九八〇)

(83) 入江昭「中国における日本仏教布教問題」清末日中關係の一断面(『日本外交史の諸問題』Ⅱ、一九六五)

(84) 『最新初等小学福建郷土誌』但し後、宣統年間刊行のもの、外務省保管文書、「在福州某氏ノ情報」として一部紹介

(85) 拙稿「一九〇五年、中国における対日ボイコット」上・下

『東海大学文学部紀要』二四、二五、一九七六

(86) 浙江、貴州、陝西、安徽、江西、甘肅、河南の各武備学堂も、一九〇六年に陸軍小学堂に改組されている。(『中国近代学

制史料』五四七～五五〇頁)

(87) 前掲『後藤新平伝』一七九頁

(88) 『日本外交文書』三十三ノ上、第九八七号文書、室田特派公使より加藤外相宛、明治三十三年十二月十日